

江府町告示第10号

令和3年4月9日

江府町長 白石 祐 治

第3回江府町議会4月臨時会を下記のとおり招集する。

記

1. 期 日 令和3年4月16日
2. 場 所 江府町役場議場
3. 付議事件
  - 1 専決処分した事項の承認について（令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第11号））
  - 2 専決処分した事項の承認について（江府町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）
  - 3 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
  - 4 令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）

---

○開会日に応招した議員

森 田 哲 也	川 端 登志一	阿 部 朝 親
空 場 語	三 好 晋 也	三 輪 英 男
川 上 富 夫	長 岡 邦 一	川 端 雄 勇
上 原 二 郎		

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

第3回江府町議会4月臨時会会議録（第1日）

令和3年4月16日（金曜日）

---

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第53号 専決処分した事項の承認について（令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第4 議案第54号 専決処分した事項の承認について（江府町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第55号 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第56号 令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）
- 

出席議員（10名）

1番 森田哲也	2番 川端登志一	3番 阿部朝親
4番 空場語	5番 三好晋也	6番 三輪英男
7番 川上富夫	8番 長岡邦一	9番 川端雄勇
10番 上原二郎		

---

欠席議員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 松井英樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 白石祐治      副町長 ..... 八幡徳弘

教育長	富田 敦 司	総務総括課長	池田 健 一
住民課長	松原 順 二	産業建設課長	末次 義 晃
教育課長	加藤 邦 樹	福祉保健課長	生田 志 保
会計管理者	藤原 靖	学事担当課長	景山 敬 文

---

午前10時00分開会

○議長（上原 二郎君） 本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより、令和3年第3回江府町議会4月臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期臨時会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。

なお、日程に先立ち傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上原 二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番 川上富夫議員、8番 長岡邦一議員の両名を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（上原 二郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日と決定いたしました。

---

日程第3 議案第53号 から 日程第5 議案第55号

○議長（上原 二郎君） 日程第3、議案第53号、専決処分した事項の承認について（令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第11号））から日程第5、議案第55号、専決処分

した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）まで。以上、3議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今、ご上程いただきました議案についてご説明いたします。

まず、議案第53号でございます。専決処分した事項の承認について（令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第11号））でございます。

本案は、新庁舎建設に伴い、敷地内入口付近に設置を予定しておりました庁舎看板設置事業につきまして繰越明許費を補正し、令和3年度に実施するものでございます。

続きまして、議案第54号でございます。専決処分した事項の承認について（江府町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）についてでございます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、江府町固定資産評価審査委員会条例の所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第55号でございます。専決処分した事項の承認についてでございます。江府町税条例の一部を改正する条例でございます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年4月1日から施行されたことに伴い、江府町税条例の所要の改正をいたすものでございます。以上、議案第53号から55号につきましては緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるとでございます。なお、内容の詳細につきましては、副町長、主管課長より説明させますのでお聞き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 日程に従い、議案第53号から議案第55号まで順次、議案の詳細説明を求めます。53号については、

副町長。

○副町長（八幡 徳弘君） 失礼いたします。議案第53号につきましてご説明いたします。議案綴りの日程をめぐっていただきました議案第53号のページからご説明を申し上げます。議案第53号は、令和3年3月31日に専決処分をいたしました令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算につきまして、本議会に報告しご承認をお願いするものでございます。1枚めぐっていただきますと、専決処分書がついております。補正予算の内容は、もう1枚めぐっていただきました一般会計予算（第11号）というところに記載をしております。補正予算の内容は、繰越

明許費の追加でございまして、その内容は、もう1枚めくっていただきました、第1表のとおりでございます。繰越しの対象といたしました事業でございまして、新庁舎の表示看板の設置を行うものでございまして、場所は役場への侵入交差点この付近を想定しておりましたところ、近傍にございます横断歩道の設置場所の決定が遅れまして、この横断歩道は見通しの関係がありまして、看板の設置などについて大きく作用するものでございました。決定に相当の時間を要したため工期の確保が出来なくなりました。この事態が3月定例会の閉会後にこの事態が出来いたしましたため、やむなく専決処分を行ったものでございます。説明は以上です。

○議長（上原 二郎君） 続いて、54号。

松原課長。

○住民課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案綴りのほうをご覧くださいと思います。

議案第54号、専決処分した事項の承認についてでございます。専決処分させていただきましたのは、江府町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和3年3月31日に専決処分させていただいております。内容につきましては、今回は、地方税法等の改正に伴いまして固定資産評価審査委員会の審査申出書等の提出に際しまして押印等をしなくてもよくなりました。その規定を押印規定を削除したものでございます。これに伴いまして、新たに、条ずれ等が発生しましたものを直したものでございます。こちらにつきましては以上でございます。

議案第55号、もう一方の専決処分した事項の承認についてでございます。こちらにつきましては、江府町税条例の一部を改正する条例を令和3年3月31日に専決処分させていただいております。内容につきましては、お手元に本会議資料とはちょっと別に3ページで議案第55号、江府町税条例の一部改正についてというものを机上に置かせていただいておりますがお手元でございますでしょうか。こちらのほうと議案綴りのほうを対比してご覧くださいと思います。江府町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律などが令和3年3月31日にそれぞれ改正が交付されました。原則として、同年4月1日から施行されることに伴いまして江府町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正につきましては、議案綴りでいいますと、28分の1と書いてあるところから説明させていただきます。別冊の本会議資料3ページのうちの1ページの下段のほうをご覧ください。第24条につきましては、個人住民税の非課税の範囲につきましては、均等割りの非課税限度額に伴う国外居住親族の取り扱いの見直しの規定を盛り込んでいるものでございます。続きまして、第36条の3の2につきましては、議案綴りでいいますと28ページの1の下段にあります。こちらにつきましても、個人住民税の扶養親

族申告書に電子提出に係る税務署長の承認の廃止となっておりまして、それを改正規定として盛り込んでございます。議案綴り1枚おはぐりいただきまして、議案綴りでいきますと2ページ目です。36条の3の3こちらにつきましても扶養親族申告書の非課税限度額に係る取り扱いの見直し、それから公的年金受給者扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止といったものを盛り込んだものでございます。続きまして、本会議資料1枚おはぐりいただきまして、2ページ目をご覧ください。議案綴りでいきますと28分の3ページ目からとなります。第53条の8の改正につきましても、特別徴収税額の退職所得の申告書の定義に係る規定整備が変更となりましたので税法に合わせて変更したものでございます。議案綴りを1枚おはぐりいただきまして4ページ目についても同様でございますが、53条の9につきましても、これも税務署長の承認の廃止などが盛り込まれております。議案綴り4ページ第81条の4につきましても、軽自動車税の環境性能割の税率に読替既定の対象を追加したものでございます。そのほか4ページから附則第5条、それ以降につきまして説明させていただきます。附則第5条議案綴りの4ページでございます。4ページから5ページにかけてでございます。こちらにつきましても、個人住民税の所得割の非課税の範囲等こちらにつきましても同じように所得割の非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直しを規定しております。附則第6条、議案綴り28分の5の中段からでございます。特定一般医薬品等購入等を支払った場合の医療費控除の特例についてでございます。セルフメディケーション税制の延長でございます。こちらのほうが令和9年度まで延長されるというものでございます。附則第10条の2につきましても、議案綴りの5ページから7ページにつきましてもになります。こちらにつきましても、地方税法の附則第15条第2項の第1項の条例で定める割合についてでございます。こちらにつきましても、固定資産税等の課税標準の特例について規定されているものでございますが、法律改正に合わせて条例の項ずれや廃止になったもの、それぞれをこの度の税制改正に合わせて変更したものでございます。こちらが、議案綴りでいきますと5、6、7ページにかけてそのようなことを記載しております。次に、附則第10条の4、議案綴りでいきますと28分の7ページの下段になります。こちらにつきましても、平成28年熊本地震における固定資産税の特例の適用を受けるものがすべき申告等の期間が延長されたものでございます。続きまして、議案綴りでいきますと28分の8ページになります。附則第10条の5でございます。こちらにつきましても、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等につきましても法規定の新設に合わせて新たに規定を設けたものでございます。附則第11条につきましても、議案綴りでいきますと28分の10ページになります。こちらにつきましても、令和4年度または令和5年

度における土地の価格の特例につきましてこちらにつきましても期間が令和5年度まで等それぞれ延長されたものでございます。続きまして、附則第12条、議案綴りで言いますと28分の11ページになります。こちらにつきましては、宅地等に対して課する課税についての固定資産税の特例でございますが、こちらのほうも期間が令和5年度まで延長されたというものでございます。続きまして、附則第12条こちらにつきましては附則第13条でございます。こちらにつきましては、議案綴りの14ページからになります。14ページの下段のほうに記載しております。農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例についてでございます。こちらにつきましても令和5年度まで延長させていただいたというものでございます。続きまして、議案綴り15ページの第14条、免税点の適用に関する特例についてでございます。こちらにつきましても法改正に合わせまして所要の規定の変更をいたしましたものでございます。附則第15条、議案綴りで言いますとおはぐりいただきまして、16ページの上段になります。特別土地保有税の課税の特例についてでございます。こちらにつきましても、令和5年度までそれぞれ延長させていただいたというものでございます。続きまして、附則第15条の2、こちらにつきましては、本会議資料3分の3ページ最後のページになります。議案綴りで言いますと17ページの上段からになります。軽自動車税の環境性能割の非課税についてでございます。こちらにつきましては、臨時的軽減措置が令和3年度末であったのを9カ月延長させていただいて、令和3年12月31日までとするものでございます。附則第15条の2の2につきましても軽自動車税の種別割りの税率の特例でございます。軽自動車税の種別割りのグリーン化割り特例の内、50%軽減及び25%軽減の対象用、営業用乗用車に限定した上で特例の期間を2年間延長させていただくものでございます。その他は、税制改正に伴う項ずれの反映をさせていただいているものでございます。続きまして、附則第16条の2でございます。こちらにつきましては、議案で言いますとずっと飛びまして21ページの下段から22ページにかけてになります。こちらにつきましては、軽自動車税の種別割りの賦課徴収の特例についてでございます。こちらにつきましては、項ずれの反映をさせていただいたものでございます。附則第22条、議案綴りで言いますと22ページの中段になります。東日本大震災にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定についてでございます。こちらにつきましても令和8年度まで延長させていただいたというものでございます。続きまして、附則第26条、こちらも議案綴りで言いますと22ページの下段になりますが、新型コロナウイルス感染症等に係ります住宅借入等特別税額控除の特例につきまして控除の拡充及び延長を盛り込んだものでございます。続きまして、議案綴りで言いますと、28分の23ページになります。第2条になります。こちらにつきましては、令和2年の改正条例につき

まして、第2条の内、第48条、第50条附則第4条の規定につきまして、この度の税制改正で法律改正になりましたので、項ずれがおきましたので、それを所要のものに変えたというものでございます。そちらの改正が23ページ、24、26ページまでそのような改正をさせていただいております。その他、26から28ページにつきましては、施行期日につきまして附則で設けております。原則として令和3年4月1日から施行ですが、一部につきましては、ここに記載しておりますとおり、それぞれ施行期日が異なるものがございます。また、28ページ最終ページに掲げておりますが、軽自動車税に関する計画措置につきましての規定のものでございます。令和2年度中までのものは、従前の規定によるというものを記載しているものでございます。令和3年度以降新たな種別割り等の規定を適用するということでございます。このような内容で江府町税条例の一部改正について専決処分させていただきました。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由の説明が終了いたしました。

これから、議案に対する質疑を行います。

質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第3、議案第53号、専決処分した事項の承認について（令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第11号））の質疑を行います。

川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） これは、繰越明許でありますけども、補正の金額っていうのもそのまま金額は上がっておりますかね。変更はないということで、認識でよろしいですか。

○議長（上原 二郎君） 副町長。

○副町長（八幡 徳弘君） 変更はございません。

○議長（上原 二郎君） 他に質疑がありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第53号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第4、議案第54号、専決処分した事項の承認について（江府町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第54号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第5、議案第55号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第55号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

---

#### 日程第6 議案第56号

○議長（上原 二郎君） 続いて、日程第6、議案第56号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今、ご上程いただきました議案第56条についてご説明申し上げます。

す。令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）でございます。本案は、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ2,892万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億1,192万4,000円といたすものでございます。地方自治法第96条第2項第2号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、副町長より説明させますのでお聞き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 引き続き、議案の詳細説明を求めます。

副町長。

○副町長（八幡 徳弘君） 失礼いたします。議案書綴りの議案第56号をお開きくださいませ。併せて、お手元に配付していると思います江府町議会本会議資料、こちらと併せてご説明をさせていただきます。本会議資料のほうを1枚めくっていただきますと、今回の補正予算の概要をまとめております。議案第56号は、先程説明申し上げましたとおり歳入歳出それぞれ2,892万4,000円を追加するものでございまして、その内容は、新型コロナウイルス対策関係の事業とそれ以外のものに大きく2つ分かれております。まず、議案書のほう1枚めくっていただきますと第1表歳入歳出予算補正の内、歳入表が出てまいりと思います。歳入についてご説明いたしますと内訳はこちらの本会議資料のほうに戻っていただきまして、コロナウイルス対策事業の関係は国庫支出金でございます。総務費、民生費と2つ分かれておりまして、交付金の出どころは異なりますが、全て新型コロナウイルス感染症対策を理由としたものでございます。それぞれ合わせまして2,292万4,000円となっております。交付金でございまして、交付率は10分の10ということでございます。後でもお話いたしますが、コロナウイルス対策関係の事業については全て財源をこの国庫支出金で賄っているというふうにご了解をいただければと思います。それから、下のほうに基金繰入金600万円収入の補正をしております。これはコロナ対策以外ということで、ふるさと応援基金繰入金これを600万円予算に挙げさせていただいております。収入は以上でございまして、合計いたしまして2,892万4,000円ということになっております。議案書のほう1枚めくっていただきますと、歳出予算が出てまいります。これの詳細についてこちらの資料のほうで順次説明をまいります。1ページには、事業の一覧を示しております。歳出合計、コロナウイルス対策事業分いくつか事業を掲げておりますが、これが事業を合計いたしますと2,292万4,000円ということで、先程申し上げましたとおり国庫支出金の枠と同額ということになります。それから上記以外の歳出、下のほうに2つの目に渡りまして事業を掲げております。基本的には、この事業ともふるさと応援基金繰入金を財源と

して執行することにしておりますが、次めくっていただきますと一般財源というものが出てまいります。この一般財源については、議案のほうを見ていただきますと一番下に予備費が上がっておりますが、そこにマイナス84万4,000円という数字が出ていると思います。所要の一般財源は計上済みの予備費を圧縮することによりまして、計上済みの一般財源を捻出したしまして充当いたしております。特定財源としては、上記コロナ以外では600万円しか上がっておりませんが、一部こういう形で一般財源を捻出しておりますことをご了解いただきたいと思います。そういったしますと、順次、主な事業に絞ってご説明をまいります。こちらの資料のほうをめぐっていただきまして、3ページをお願いしたいと思います。詳細事業の説明に入らせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。事業名は社会福祉総務費でございます。これは、委託料の形あるいは社会福祉施設への補助金の形をとりまして必要なPCR検査を実施するための経費でございます、対象人員は記載のとおりでございます。単価は1万8,000円ということで計画をしているところでございます。次のページ、4ページをお願いいたします。こちらは、児童扶養手当支給事業となっております低所得のひとり親ふたり親世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものでございます。対象者数は、記載のとおりでございます、一人当たり5万円というような形になっております。若干の事務手数料含めまして記載のとおり事業費という形で予算をお願いしております。次は、6ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは、プレミアム付き地域振興券の発行に要する経費でございます。町内の中小企業者様への支援を行うことを念頭におきまして、プレミアム付きの地域振興券を発行するように計画しております。発行費はプレミアム分を含んで3,600万円でございます。予算に関係いたしますのは、20%上乗せ分の600万円ということで事務費相当の80万円でございます、これを江府町商工会に委託して事業を執行しようとするものでございます。伺いますと過去は2,000万円程度の規模で発行しておられたということですが、コロナ対策ということで1,000万円増額し、なおかつ今回は補正予算対応としたことで特定財源を充当できるという形での事業計画となっております。1枚めぐっていただいて、次のページ7ページでございます。こちらは、同様に町内の中小企業に対する支援を行うことを念頭におきまして、全町民を対象にした生活応援商品券の発行に要する経費でございます。商品券の額面は1,000円でございます、一人当たり3,000円を発行する予定でございます。その他、事務費、労務費、振込手数料、印刷製本費などとし、加えまして856万5,000円を江府町商工会に委託という形で事業計画を組み立てております。また、出来上がりしましたものを簡易書留で送付する必要があります。郵送料と合わせまして903万2,000円という事業となっております。最後に、

これはコロナ以外の事業でございますが、11ページをご覧になっていただきたいと思います。観光費でございますが、財源は、ふるさと応援基金繰入金と若干の一般財源を充当しております。この事業の内容でございますけれども、奥大山周辺施設活用計画の推進にあたりまして外部の専門家に支援を仰ぐための経費でございます。委託料の項目としては、下のほうに2つ項目を上げておりますが、奥大山周辺施設活用計画総合指揮委託料550万円についてでございます。まず、これは、奥大山周辺施設の活用総合計画が徐々に具体化してきつつあるという現状にあるわけですが、これをその実現に向けて議会の皆様にご説明し、予算措置の可否をご判断いただく、あるいは、この計画に参画していただければそのような事業者の皆様への働きかけを行う。更に、地元の利害関係者の皆様に説明を行う。これから、こういった様々な場面が出てくると思います。そのときに慎重にご判断をいただくための資料を作成するための調査をお願いしたり、データを整理したり資料作成するのに加えまして、将来に渡っての収支計画や将来のビジョンなど、こういった全体構想の取りまとめを行うにあたって指導、指揮をしていただく。こういったための経費を外部の専門家をお願いしたいと思って計上させていただいたところでございます。もう一つの推進委託業務のほうでございますけれども、こちらは当初計上しておりました一般業務への支援に加えて、今後事業に参画していただく事業様に働きかけて事業の仲間に加わってくださいます。それから一緒に事業をやりたいとか、そういった企業回りですとか関係先への働きかけ。これをちょっと働きかけに取り組んでいただきたいと思いますということに対する業務も少し増やしまして、奥大山観光プロデュース業務という名前を加えまして上乗せして実施したいということで金額を上げさせていただいたところでございます。これふたつ合わせまして委託料601万8,000円に加えて、県外からのお客様をお迎えすることになりますのでPCR検査の手数料6,000円を含めまして602万4,000円と事業を計上させていただいているところでございます。以上、掻い摘んでご説明申し上げました。私からの説明は以上にさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由の説明が終了いたしました。

日程第6、議案第56号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

空場議員。

○議員（4番 空場 語君） プレミアム付き商品券が今年も発売されるわけですが、前回についてもお願いいたしましたが、高齢者とかあるいは子どもの多い世帯あるいは超高齢者、生活困窮者等々あるわけで、そこら辺についての買っていただくんでなしにあげる方向を考えて

はどうかと前も提案いたしました。今回はそれについての考えがあるかないかお聞きしたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。先程、ご説明にもありましたが、プレミアム商品券につきましては、ご購入をいただいてそのご購入額に対して20%のプレミアム額を付けさせていただくというものでございますが、それとは別にもう1点先程ございました商品券の配布という部分、こちらにつきましては、全町民を対象にお一人当たり3,000円という額面ではございますが、商品券を配布させていただいてご活用いただくという観点での事業でございますので、先程ご提案いたしました内容に沿っているのかなと考えますがいかがでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 空場議員。

○議員（4番 空場 語君） 江府町にも相当生活困窮者あるいは子どもの多い世帯等も含めての部分がありまして、皆さんに救済するわけには……。

○議長（上原 二郎君） ちょっと空場議員聞こえにくいのでマイクをちょっと上げてください。

○議員（4番 空場 語君） 皆さんに救済という訳にはなりませんが出る限りのそこら辺での救済を含めて経済の活性化のお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（上原 二郎君） 答弁はいいですか。そういうことでお願いしたいということで、何か町長ありますか。

○町長（白石 祐治君） 先程、課長のほうも申し上げましたけども、今回、私は大体常々その一律に配るのはあんまり乗り気ではなかったんですけどもコロナが長引きます。そういったこともございますので、やはりそういった全ての町民の方を応援するという、プラスそれを町内で使っていただくことによって町内の経済を何とかするという両面を考えて、今回、一律に全ての町民の方に3,000円ということ考えたわけでございます。今日も全協のほうでも申し上げましたけれども、これをいわゆる町営タクシーのほうでもタクシー券というものを購入いただけるように仕組みも作りましたのでぜひそういったご活用もさせていただいて町民の方の利便性を向上させていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） そうしますと他に56号に関して、かなりの項目がありますので。  
川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） コロナ禍の説明全協のときにもちょっとあったんですけども、これが言い忘れた格好の中で確認したいことが1件ありますけどもよろしいでしょうか。

○議長（上原 二郎君） ちょっと試してみてください。

○議員（7番 川上 富夫君） 実は、前回の説明のときにこのコロナ禍の注射の関係、ワクチンの関係を70名程度が136名になっておりますけども、この方たちが2時半に来られた中で、最終的にワクチン接種が終わられる時間ってというのはどれくらいを想定されているのか、待ち時間を含めて。いくらぐらいかかりますかね。例えば6時までかかるとか、その辺のシミュレーションとかそういうふうなものもかなり他の市町村でも考えておられるでしょうけども、うちも136名一人っていうことになったときに時間的に2時半に来て5時までおったときに……。

○議長（上原 二郎君） ちょっと川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） どうなのかってちょっと思ってそれを一つ。もう一つ。

○議長（上原 二郎君） ちょっと待ってください。議案第56号の今質疑を行っておりますので、ちょっと一旦休憩して休憩の間にそのことを答えられれば答えてもらいますので。

一旦、ちょっと休憩します。

午前10時41分休憩

.....

午前10時42分再開

○議長（上原 二郎君） 再開いたします。

議案第56号の質疑を行います。

川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） 資料の中の11ページに奥大山の観光プロデュース業務について積極的に進めてもらうということなので大変に喜んでおりますけども、これについては前回っていろいろな形の中で説明をされた方がおられましたけれども、想定される方もその方というふうに認識しておればいいですか。

○議長（上原 二郎君） もっと具体的に分かれば言える範囲で言ってください。

副町長。

○副町長（八幡 徳弘君） 具体にこの方ということは今この場で申し上げることは出来ませんが、規約も何もしてありませんので、今のところの方針としては、ある方に絞って随意契約の形できちんと説明責任を果たしながら随意契約の形で事業を推進してはどうかというところを執行部側としては考えているところでございます。また、そこにつきましても当然必要なお説明をさせていただくと思っておりますけれども、今のところの執行部側の考えとしては、以上申し上げたとおりでございます。特定のお名前は残念ながらそういう事情がございますので、今の段階では申し上げることは出来ません。以上です。

○議長（上原 二郎君） 川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） やはり分かりにくいけども。特定の方も含めた中で検討されているというふうに理解すればいいというふうに聞き取れましたけども。それを含めてこの計画が町長のいろんな話の中では、早い時期にというふうにも、例えば、奥大山スキー場に関してみても3年は、2年は止めました。後は含めても木谷沢についてもいろんな形の中で検討されていてもなかなか動いてないという状況の中で、この金額を挙げられて対応とすれば結果的にはどれくらいの日数をかけてこの答えを出されるか教えてほしいです。

○議長（上原 二郎君） 町長。

○町長（白石 祐治君） いろいろ手順を踏んでまいりました。3月24日にはワーキンググループが作ったものをお示しして、それ以外にもいろいろ講演に人を招いたりとかということでやらせていただきました。実は、コロナ禍でいろんなものが止まってはいますけれども、やはりアウトドア志向というものはどうもやっぱり需要があるようでございますし、それやっぱりコロナが明けてすぐそういったものに転換できるように急いでやりたいと思っています。ただ、一つ私が懸念するのは、要は、過去のこともいろいろあるんですけど、やはり事業をやるのはやるのでいいんですけども、やはり収支がきちっとしているかどうか。効果がきちっと町民の方に及ぶかどうか。いろいろなことをやはりきちっと数字を積み上げて議会のほうでもご審議いただいて、その上でゴーサインを出していく事業だと思っています。また、それぐらい力を入れないといいものにならないという気持ちも持っています。ですので、慎重にやりますが、大胆にもやりたいということで、ですので、結構緻密にその辺の数字を詰めさせていただいてお示ししたいという気持ちでのこの予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） 期間っていうのは設けなくて進めるっていうふうに、私のほうはどれくらいの期間をもって、例えば1年をかけてでもやりましょうとかっていうことでどうなのかという、その辺のけじめ、どっかの目標値をもしお示しできれば、そうでないとずるずるが出来ないということになれば当然大胆なことがあるならそこをちょっと聞きたい。

○議長（上原 二郎君） 期間のこと、それから今年度のこの補正で5,500万挙がっていますが、これは今年度の委託なのか、数年にわたって最終的に事業が終わるまでの管理委託なのか、その辺も併せて説明できればお願いします。

町長。

○町長（白石 祐治君） 本年度で完結する予算ではありますが、これを基にしてその次の段階に

着手することを予算化することをまたお願いしたいと思っております。ただ、そこに踏み出すかどうかにつきましては、ここで委託で行ったものを成果品を見ていただいているということになります。ただ、それはかなり急いでやる覚悟でおります。

○議長（上原 二郎君） どうも今年度でこの調査、数字の叩き出し、実際に入ってくる民間企業等々も合わせて今年度のこの予算でどうも叩き出すということのようです。それをもって町長が次に踏み出すかどうかというのは議会に諮りますということのようです。よろしいですか。

川上議員。

○議員（7番 川上 富夫君） 是非とも進めてほしいと思いますし、江府町の町民がもしくは多方面からでもたくさん来ていただけるそういうふうな施設であってほしいし、環境だと思しますので、関係集落等も含めたりして大いに進めてほしいというふうに思っています。よろしく願います。

○議長（上原 二郎君） 他に。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 9ページのすずらん灯の関係なんですけども、これは、すずらん灯として、今、町内に何件ありますか。

○議長（上原 二郎君） 池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） すみません、正確な数は、すずらん灯の数が何件あるかということは、今のところ手元に数字は持っておりません。もし必要でしたらお調べしてまたお伝えしたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） これからすると、中国電力から指摘ということなんですが、通常のメンテナンスは中国電力がやっているんですか。

○議長（上原 二郎君） 池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） すずらん灯につきましては、特別メンテナンスをやっている中国電力といいますか業者さんのほうにお願いして、すずらん灯を定期的にメンテナンスをしているということは、今はしておりません。ただ、その中国電力から個別なものについて、たまたま指摘いただいて気付いて、中国電力のほうからご指摘いただいたのでそういうことが分かったことによりまして設置修繕をする、設置をし直すというものでございます。

○議長（上原 二郎君） 阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） ということは、1台ではないですので、すずらん灯についてのそ

の今後もこういうふうな格好の指摘が無い限りはメンテナンスは行わないという考えですか。

○議長（上原 二郎君） 池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） しないという訳ではありませんけども、ある程度年数が経って老朽化して危険なものが多いということをもたまたまこの中国電力から個別には教えていただいたんですけども、今後そういうことが必要であれば設置してから町内のすずらん灯は40年以上経っているとお聞きしていますので、どっかのタイミングで調査する必要があるかなというふうに思います。ただ、電球等が随時と申しますか、切れていたりすることがありますので、その付け替えのときのタイミングで業者さんのほうには点検ではないんですけど、見ていただいて状況は随時教えていただいてということはいかがでしょうか。

○議長（上原 二郎君） 阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 体育館等の照明なんかも新しくLEDにしないと添え品がないというふうなことで予算化されておりますけども、このすずらん灯については、そういうふうなことの考え方はないでしょうか。

○議長（上原 二郎君） いい。

○総務総括課長（池田 健一君） もう一度。

○議長（上原 二郎君） LEDに体育館等々全部替えるということで、このいわゆる外灯関係もすずらん灯も含めてLED化を全部するという予定はないですかという質問だね。

○総務総括課長（池田 健一君） 随時新しくするものについては、LEDに全て替えさせていただいております。町が管理します外灯については全てLEDに替えさせていただいております。

○議長（上原 二郎君） 阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） それはそれで十分に照明が明るくなっていいと思いますけども、皆さんご存知のようにLEDは真下しか明るくありません。すずらん灯は周りがぼんやり明るいのために歩道を人が歩いとってもすぐ分かるような格好に見えておりますけども、LEDになりますと、その下しか見えないというか周りが暗くなってそこだけ明るいというふうな状況が見られますので、設置する場合にもLEDでそういうふうな格好でのその照明が広範囲に渡るような照明器具に替えていただいたほうがいいじゃないかなと思ったりしておりますので、今後取られるときにはそういうふうな計画もやって取り付けをしていただきたいと思いますことと、設置後40年ということは、遊具なんかも危ないからということで撤去撤去ということなんですけども、そういうふうな所のメンテナンスが必要だと思いますので、特に歩道等ありますと危ないというふうな所もありますので、今後必要に応じてじゃなくして、やはりメンテナンスはしていくべき

だと思いますので、今後取り組みをしていただきますようお願いをいたします。

○議長（上原 二郎君） 今後、その辺十分注意して設置のほうをよろしく願います。

他に。補正予算いっぱいありますが、よろしいでしょうか。

三好副議長。

○議員（6番 三好 晋也君） 資料の3ページを見とりますが、PCR検査補助、尚仁福祉会162名。らんちゅう11名、計173名。この今回の補正で予算が上がりますが、この尚仁福祉会とらんちゅうのPCR検査、既に2月中には終わるとというふうに認識しておりますが、なぜ、今、ここで補正で挙がってくるのか、そこら辺の経過を説明をお願いします。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。ご承知かと思いますが、PCR検査の場合は、一度したからといって安全というものではございませんで、この年度末とか年度初めに、例えば、子どもさんの進学やら引っ越しでやむを得ず感染拡大地域にお出かけになるというようなことも考えられましたので、そういった方のためのPCR検査の補助を用意いたしております。全員が必ず一律にというのは、拡大の状況によっては再度またやらないといけないと思いますけれども、今回については、そういった不要不急ではない、やむを得ない外出をされた場合のために対応させていただきたいと思って計上しております。以上です。

○議長（上原 二郎君） 三好副議長。

○議員（6番 三好 晋也君） そうしますともう2回やるということですか。前年度の2月中には終わった分の予算じゃなくして、新年度新たにこれからもう1回検査を、この福祉施設の職員は受けるということですか。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 今、申しましたように全員が一律に1回2回ではなくて、そういった非常な事態、例えば、今、言いましたけども子どもさんの付き添いで、例えば、東京に行かれて帰られたとか、そういうリスクの高い方が生じた場合、基本的には福祉施設の方は本当に気をつけておられますので、そういったハイリスクな行動はされていないというふうに認識しておりますけれども、やむを得ずそういったことが起きた場合には、やはりPCR検査を受けて安心を確保していただきたいなという思いですので、全員一律にもう一度やるということではございません。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。県外とか自分とか家族とかそういう方でもしかしてという方に対するPCR検査の費用ということを一応ここで確保しておくということのようです。

三好副議長。

○議員（6番 三好 晋也君） であるならば、今、現状この福祉施設の職員さん、あるいは、その家族、全て県外におられる親族等々の交流は一切自粛しております。どうしてもやむを得ず県外にいる親族との接触があった場合は、2週間施設を休むという決まりごとを作っておりますけれども、今、その検査の概要の説明を聞きましたけれども、じゃあそういうことはもう交流してもいいのですかということ。あくまでも各施設が自分的に自主的にそういう決まりごとを作るとるわけなんですけれども、あるいは当然役場職員だってそうなんですけど、そういう交流を始めてもいいのかということにもなりかねませんけども、認めるということですか。そこら辺、解釈はどうなんですかね。

○議長（上原 二郎君） ちょっとその辺整理して、PCR検査を、この予算は危ない行為をした人に対する予算ですが、今の質問は、そういう危ない行為を実際に行っているのか、ないしは許しているのかということだと思いますが、その辺はどうですか。

生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） そのように聞こえたのでありましたら大変申し訳ございません。そのようなことは一切ありませんでして、本当にどうしてもやむを得ず出かけられないといけないことっていうのはあると思うんです。子どもさんの何回も言いますが不要不急ではない、どうしても、今、引っ越ししてやらんといけんとか、そういった行動っていうのはおそらくなさらないといけないことが起きてくると思います。そういったときに、おそらく2週間休まれるっていうのはどの施設も自主的にやっていただいておりますし、きっちり進めていただいておりますけれども、更に、その出てこられるときにPCR検査で陰性を確認して安全を確保するという意味でこの予算を組んでおりますので、もしかすると、全く使わずに終わる可能性も無いことはないと思います。よろしいでしょうか。

○議長（上原 二郎君） それは私が言うあれです。

他にさっき副町長が手を上げかけましたが、何か。

副町長。

○副町長（八幡 徳弘君） 私が言おうと思っていたことは担当課長さんが全て申し上げました。ご了解いただければ幸いです。ルールはルールとしてお守りいただきたいと思っておりますし、私どももそういったようなルールで本当に身を慎んでおります。さりとて何が起こるか分かりませんので、念のためのお守りみたいなものだというふうにご了解いただければと思います。

○議長（上原 二郎君） 三好副議長。

○議員（6番 三好 晋也君） 最後にお話しておきたいのは、今、そのやむを得ない事情で県外の家族と交流する機会がある人は、自主的に1万8,000円払って検査を受けてその証明書を貰って接触しようかという考えで、今、動いています。それだけちょっと。何と言いますか、施設の方々にも十分にそこら辺のことは、もう大丈夫だよと、こちらでそこら辺のことはもう大丈夫だよ。こちらで費用を負担するから受けてよということはちょっと広報しといていただきたいというふうに思います。

○議長（上原 二郎君） 要望ですね。個人で実際にPCRを受けているという現実があるんで、今回予算付けたんでそういう方はこの予算を使って下さいということをお伝えくださいということのようです。他に。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 先程の話では、未執行になる可能性もあるということをおっしゃいましたが、これ委託料として一括で払うのではなくして個人申請みたいな施設が一人1万8,000円使いましたからそれについて半額を補助くださいとか、3万6,000円のうち、1万8,000円補助くださいということで、そのうち、そういうふうなあったときに限り申請して委託料を払うということでしょうか。

○議長（上原 二郎君） ちょっと具体的な金額、それから方法をお願いします。

生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） これにつきましては、昨年度同じ事業で承認していただいております、12月補正でしております。まず、上の委託料については、うちの福祉保健課の職員が病院とか施設に認定調査に行くというようなことが起きた場合のための委託料ですので、これは直接1件1万8,000円の費用を日野病院から請求いただいて支払います。下の負担金補助及び交付金の尚仁福祉会さんとらんちゅうさんに関しましては、施設のほうで受けていただいたものに対して補助をします。1万8,000円で日野病院で受けていただきますと、その1万8,000円をそのまま施設に対して補助をしますので、基本的に個人負担は生じていないというふうに認識しております。

○議長（上原 二郎君） 半額じゃなくて、1万8,000円全額を負担すると、で、施設は施設側が把握して払うと。請求してくると町のほうへ。というようなことですが、よろしいですか。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 日野病院で検査をされた場合、例えば3万6,000円かかった場合は1万8,000円を施設のほうに、もう1万8,000円は町のほうに請求いう格好に対

しての支出ということでよろしいでしょうか。

○議長（上原 二郎君） いやいや1万8,000円のPCR検査料。1万8,000円ですので日野病院でやると。ですから全額を町が補助すると。負担するということです。下のコロナ機器の購入費補助金2分の1とあるのは、ちょっと引かかっているのかなと思いますが、PCR検査そのものは1万8,000円が全額で全額を負担するということのようです。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（上原 二郎君） 他によろしいでしょうか。議案第56号全体ですが、補正予算よろしいでしょうか。

そうしますと、以上、提案理由説明が終了いたしました。

日程第6、議案第56号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）、すみません。

ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第56号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（上原 二郎君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本臨時会はこれもち閉会といたします。ご苦労さまでした。

午前11時05分閉会